

川崎市病院局規程第24号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

川崎市病院事業管理者 伊藤大輔

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年
川崎市病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第7条関係）川崎病院の部看護師及び助産師（外来（手術室を除く。）勤務）の項週休日の欄に「4週間を通じ8日」を加える。

別表第5の4の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。